

多賀城市入札・契約の
あり方等に関する実施計画

多賀城市

令和2年8月

目 次

I 職員倫理のあり方

- 1 公務員倫理、コンプライアンスの徹底 1

II 契約事務のあり方

- 2 契約事務の一元化 2
- 3 現行の入札・契約手続きに係る課題の検証 2
- 4 情報管理の徹底 5
- 5 情報公開 5
- 6 電子入札システム導入の検討 7
- 7 指名停止措置基準の見直しと厳罰化 8
- 8 入札・契約に係る第三者検討委員会の設置 8
- 9 実施スケジュール 9

I 職員倫理のあり方

1 公務員倫理、コンプライアンスの徹底

私たち多賀城市職員（以下「私たち職員」という。）は、市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることを改めて認識し、職務に係る倫理の保持、法令順守及び公正な事務の執行の徹底を図ります。

(1) 多賀城市職員倫理規則の遵守

私たち職員は、市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を得るため、多賀城市職員倫理規則に基づく取組を実践します。

(2) 多賀城市コンプライアンス推進指針に基づく行動の実践

私たち職員は、公務員として高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚して法令を遵守しなければなりません。このため、多賀城市コンプライアンス推進指針に基づく行動を実践し、質の高い行政サービスを提供することで市民から信頼される市役所を目指します。

(3) 職員教育と育成

公務員倫理やコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修会の実施やハンドブックの配布等を通じて職員教育に取り組みます。

- ア 「義務違反防止ハンドブック」（人事院作成）の配布
- イ 「入札談合等関与行為防止法について」（公正取引委員会作成）の配布
- ウ 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会作成）の配布
- エ 公務員倫理に関する研修の実施
- オ 公正取引委員会による「官製談合防止法研修」の実施

Ⅱ 契約事務のあり方

2 契約事務の一元化

市長をトップとする一貫した行政経営体制を敷くことが、今回のような事件の再発を防ぐひとつの方策として有効であると判断し、令和2年4月1日から水道事業及び下水道事業を管理する公営企業管理者を配置しないこととしました。

また、公営企業である上下水道部の新設に伴い、総務部管財課の契約担当職員に上下水道部職員として併任発令を行いました。このことにより、市長部局と公営企業である上下水道部の契約事務を一元化し、関係法令に基づく同一の運用基準による契約事務を行う仕組みを構築しました。

3 現行の入札・契約手続に係る課題の検証

本市で実施している入札・契約手続について、課題等の確認やその改善点を検討するため、「多賀城市入札・契約のあり方等に関する検討委員会」及びその下部組織として、過去に契約事務を経験したことのある職員等11名による「ワーキンググループ」を設置し、あらゆる角度から振り返り、検証を行いました。その結果、契約事務とその手続は、関係法令に基づき適正に実施されていることを確認することができました。

しかし、これまで以上に透明性の高い契約事務の執行及び工事等の品質の確保に資する取組として、①継続して取り組むべき事項、②改善すべき事項、③長期的な検討を行うべき事項を次のとおりまとめました。

(1) 起工、業者選定及び入札方法

ア 設計価格の管理（継続）

担当職員が設計し起工する段階において、担当職員以外がパソコンを閲覧することや決裁段階で決裁権者以外の職員が設計書等を目にする機会をなくすことが課題となっています。

設計及び起工に当たっては、関係書類から入札・契約等の情報が漏洩することを防止する観点から、持ち回りによる決裁を徹底します。

また、設計及び起工の担当者だけが積算システムを操作することができるようセキュリティ対策を万全にし、設計金額の漏洩を防止します。

イ 工事請負業者選定委員会の情報管理 (改善)

本市の発注する工事又は製造の請負について、公正な事務の運営を図るため設置している多賀城市工事請負業者選定委員会では、選定対象となる工事等に係る資料について、パソコンからモニターに投影して説明していますが、一部は紙媒体としており、同委員会終了後は資料を回収し処分しています。

さらにペーパーレス化を促進し、情報漏洩リスクの軽減を図るなど、これまで以上に情報管理を徹底します。

(2) 入札執行事務

ア 制限付き一般競争入札の一部見直し (改善)

制限付き一般競争入札は、不適格事業者の排除や工事の品質確保の観点から、入札参加資格に同種工事の実績などの制限を設けた上で入札参加希望者に競争させる入札です。

また、適正な競争が行われるよう参加する事業者の経営の規模（工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額等）を合わせるため、経営事項審査等の制限も設定しています。

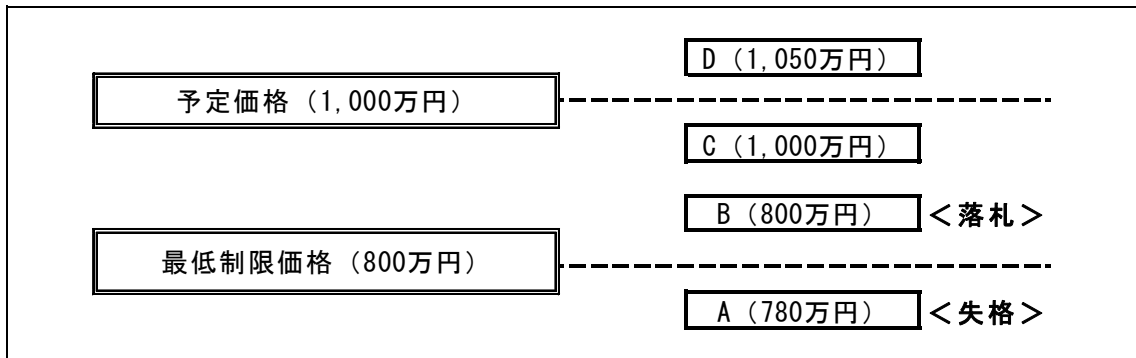
一方で、制限を極端に厳しくすることで、事業者が当該入札に参加する機会の公平性が損なわれる可能性があることから、発注する工事等の難易度、工期等を勘案した上で制限の一部を見直し、工事請負業者選定委員会において、案件ごとに適正な参加条件等（制限）を設定していくこととします。

イ 予定価格及び最低制限価格の設定（継続）

予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めます。

また、低価格受注による粗雑工事など、品質が確保されない工事等を防止するため、これまで同様、原則として最低制限価格を設けます。

〈予定価格と最低制限価格のイメージ図〉

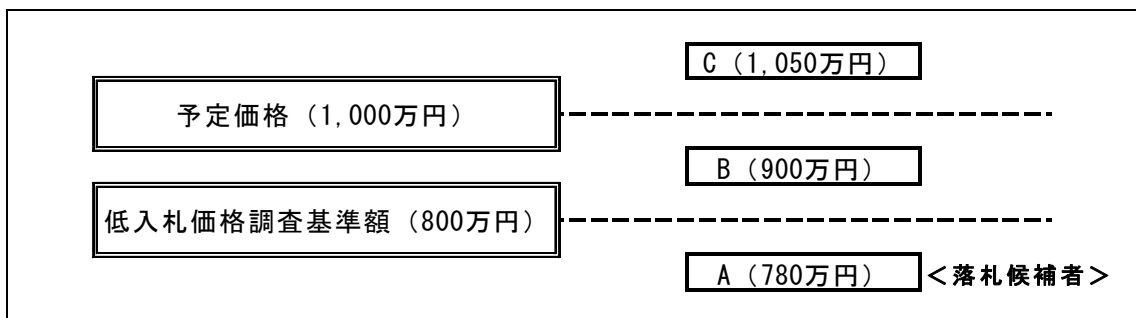


ウ 低入札価格調査の導入 (改善)

最低制限価格を設定しない工事等に係る入札においては、適正な履行の確保、下請け事業者への圧迫、労働条件や労働環境の悪化を防止する方策が課題となっていました。

予定価格より低い金額を低入札価格調査基準額として設定した上で入札を執行し、その金額を下回った額で入札した事業者がいた場合、適正な契約の履行が可能であるかを調査、確認した後において、当該契約の締結を行う低入札価格調査制度を新たに導入します。

〈予定価格と低入札価格調査基準額のイメージ図〉



※ A社の入札金額が、低入札価格調査基準額を下回っている場合には、低入札価格調査を実施する。

ケース① 入札金額で適正な履行が可能であると判断された場合は、A社を落札者とする。

ケース② 入札金額で適正な履行が確保できないと判断された場合は、B社を落札者とする。

(3) 契約締結事務

ア 入札不成立時の対応（継続）

落札者がいなかったなど入札が成立しなかった場合は、設計・仕様内容や予定価格の設定が適切であったかを調査した上で、改めて入札を行います。

イ 委託業務等の再委託に関する適切な運用 **(改善)**

委託業務等に関する再委託については、受託者から申請があった場合において、その業務の性質や再委託する合理的理由などについて確認した上で承認することとしています。

しかし、他の地方公共団体では、再委託に関するガイドライン等を設けている事例もあることから、本市においてもスムーズな承認手続きが行えるよう、再委託に関する基準等を作成します。

4 情報管理の徹底

工事等の事業担当課及び入札を執行する契約担当課においては、事務処理を行う段階での情報管理の徹底が必要となります。

書類を保管する際の施錠や積算・入札に関する電算システム使用の制限など、設計・起工から入札執行までの情報の管理の徹底を継続して実施します。

5 情報公開

(1) 予定価格の事前公表（継続・改善）

総合評価方式における予定価格の事前公表は、市職員に対して事業者から予定価格を探るといった働きかけなどの不正行為が行われなくなるメリットがあるとされていることから、本市では、総合評価落札方式による入札に限り、予定価格を事前に公表してきました。

また、東日本大震災以後は、復旧・復興工事の激増に伴い、資材及び人件費が急騰し、国等が示す積算単価が市場価格に追いつかない状況が続く

など、被災した自治体で入札不調が多く発生し、入札不調による復興事業の遅滞が生じるおそれがあることもこの取組を行ってきた理由です。

今回の事件を受け、改めて予定価格の漏洩及び官製談合防止の観点から、建設工事において予定価格を事前に公表することのメリット・デメリットについて検討を重ねました。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の透明性の確保 ・官製談合の防止
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が目安となり競争が制限されるため、落札金額が高止まりとなる。 ・事業者間の談合を誘発



予定価格の事前公表について法令上の制約はないものの、総務省の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表は、契約を締結した後に遅延なく公表することを原則としている。

以上のことから、予定価格の事前公表は行わずに契約事務を進めていくこととします。

予定価格の公表方法

総合評価落札方式の入札	予定価格の事前公表を行わずに入札を執行し、入札結果と共に事後に公表する。	改善
制限付き一般競争及び指名競争入札		継続

(2) 入札結果の公表（改善）

入札結果については、落札事業者、予定価格、入札価格等を事後に公表しています。

より透明性の高い入札契約事務とするため、これらの事項の事後公表を継続するとともに、最低制限価格及び今後導入する低入札価格調査の基準価格も事後公表することとします。

また、公表に当たっては、情報公開コーナーのほかホームページにも掲載するなど、積極的に公開します。

6 電子入札システム導入の検討

電子入札システムとは、インターネットを利用して入札を執行するシステムです。

インターネットを利用することで、入札参加者が一堂に会する必要がなくなることから不正防止が期待でき、入札の透明性や公平性が確保され、また、契約事務の効率化及び省力化が図られます。

不正防止に加え、契約事務の効率化などが図られる一方で、システムを構築するためには新たなコストを要すること、電子入札に参加するための設備が入札参加者側にも必要となることが課題となっています。

このため、宮城県など他の地方公共団体の導入事例を参考にしながら、費用対効果も含めて、導入に向け継続的に検討していく事項とします。

なお、導入に当たっては、電子入札に対応する設備等の準備に時間を要する事業者がいることを想定し、段階的に実施することも検討します。

7 指名停止措置基準の見直しと厳罰化

「不正又は不誠実な行為を犯した業者」に対する指名停止の期間については、宮城県等が発表する指名停止情報を参考に、多賀城市工事請負業者選定委員会において、その処分を決定しています。

今回の事件を踏まえ、不正事件の抑止力の強化を目的とし、不正を行った事業者に対し厳正に対処するため、厳罰化を伴う指名停止措置基準の改正を行います。

8 入札・契約に係る第三者検討委員会の設置

入札及び契約の透明性を確保するため、本市の入札・契約事務について第三者の客観的視点で確認し、意見を聴取する多賀城市入札契約監視委員会を設置します。

委員は、当該委員会が、入札・契約事務の透明性の確保と継続的な事務改善を図ることを目的としているため、様々な分野の有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）を選任します。

9 実施スケジュール

項目	継続・改善	記載ページ	R2年度				H31年度 2-3月	R3年度 4月～
			4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
職員倫理	1 職員倫理規則	p1	★	→	→	→	→	
	2 コンプライアンス推進指針	p1	★	→	→	→	→	
	3 職員への周知(ガイドブック等の配布)	p1	★	→	→	→	→	
	4 職員研修	p1	★	→	→	→	→	
契約事務	5 市長部局・上下水道部の事務の一元化	p2	★	→	→	→	→	
	6 設計価格の管理	p2	→	→	→	→	→	
	7 工事請負業者選定委員会の情報管理	p3	★	→	→	→	→	
	8 制限付き一般競争入札の一部見直し	p3	★	→	→	→	→	
	9 予定価格及び最低制限価格の設定	p3	→	→	→	→	→	
	10 低入札価格調査の導入	p4	→	→	→	★	→	
	11 入札不成立時の対応	p5	→	→	→	→	→	
	12 再委託に関する基準等	p5	→	→	★	→	→	
	13 情報管理の徹底	p5	→	→	→	→	→	
	14 予定価格の事後公表(総合評価落札方式の入札)	p5	→	→	→	★	→	
	15 予定価格の事後公表(制限付き一般競争入札・指名競争入札)	p6	→	→	→	→	→	
	16 入札結果の公表(最低制限価格・低入札価格調査基準額)	p7	→	→	→	→	★	
	17 電子入札システムの導入	p7	→	→	→	→	→	
	18 指名停止措置基準の見直しと厳罰化	p8	→	→	★	→	→	
	19 第三者委員会の設置	p8	→	→	★	→	→	

凡例

★	実施の決定、要綱等の策定など
→	調査・研究中、調整中など
→	実施